

石巻地区広域行政事務組合溶融スラグ利用促進指針

令和4年2月18日

1 目的

この指針は、石巻広域クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）から発生する溶融スラグ（以下「スラグ」という。）について、平成19年9月28日付け環廃対発第070928001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」に基づき、品質基準及び利用用途等を定め、安全性を確立するとともに資源として適正な有効利用の促進を目的とする。

2 基本方針

- (1) 組織市町が発注する公共工事への積極的な利用の促進及び資源の循環利用と最終処分量の削減を図る。
- (2) 環境に負荷を与えることのないよう、発生するスラグの安全な性状を十分に確認する。

3 品質基準

クリーンセンターから発生するスラグの安全性に係る品質基準は次のとおりとする。

(1) 溶出量基準及び含有量基準

溶出量基準及び含有量基準は、JIS A 5032に規定された環境安全品質の検査を行い、環境安全品質基準に適合するもの。

環境安全品質基準（JIS A 5032）

項目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム	0.01 mg/l 以下	150 mg/kg 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	150 mg/kg 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	250 mg/kg 以下
ひ素	0.01 mg/l 以下	150 mg/kg 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	15 mg/kg 以下
セレン	0.01 mg/l 以下	150 mg/kg 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下	4,000 mg/kg 以下
ほう素	1 mg/l 以下	4,000 mg/kg 以下

溶出量基準：土壌汚染に係る環境基準と同じ。

含有量基準：土壌汚染対策法の含有量基準と同じ。

(2) 放射能濃度

放射能濃度は、放射性セシウム濃度（セシウム134及びセシウム137）の合計値が、100 Bq/kg 以下とする。

測定方法：廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法（平成23年12月28日環境省告示第107号）

4 品質試験

クリーンセンターから発生するスラグの安全な性状を確保するため、溶出量試験、含

有量試験及び放射能濃度測定は1か月に1回以上実施する。

5 試験結果の取扱等

- (1) 溶出量試験、含有量試験及び放射能濃度測定の結果は5年間保存するものとする。
- (2) 試験結果については、購入者の求めに応じて分析報告書（写）等を発行する。

6 利用用途

- (1) 路盤材、加熱アスファルト混合物用骨材
- (2) 埋め戻し材、路床材等

7 指針の見直し

本指針は、国等において新たな基準が策定された場合、また、新たな知見が得られた場合など必要に応じ適宜見直しを行う。

本指針は、令和4年4月1日から適用する。